

議案第24号

久喜市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例の一部を改正する条例

久喜市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例(平成22年久喜市条例第205号)の一部を次のように改正する。

第3条の次に次の1条を加える。

(法第34条第11号に該当して行う開発行為によって配置する道路の幅員)

第3条の2 法第34条第11号に該当して行う開発行為によって開発区域内に新たに配置する道路の幅員(都市計画法施行令(昭和44年政令第158号。以下「令」という。)第25条第2号に定める小区間で通行上支障がない場合に限る。)は、法第33条第3項及び令第29条の2第1項第2号の規定により、5メートル以上とする。
第5条第1項ただし書中「都市計画法施行令(昭和44年政令第158号。以下「令」という。)」を「令」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和3年2月8日提出

久喜市長 梅 田 修 一

提案理由

埼玉県における都市計画法に基づく開発許可制度の解説の改訂に伴い、開発区域内に新たに整備する道路に関する基準を定める必要が生じ、所要の改正を行いたいので、この案を提出するものであります。